

令和3年2月8日 開会

令和3年2月8日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会
令和3年2月定例会
会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議長 森 山 林

副議長 品 川 義 則

議員 成 富 牧 男

議員 久保山 博 幸

議員 中川原 豊 志

議員 江 副 康 成

議員 西 依 義 規

議員 松 石 信 男

議員 田 中 俊 彦

議員 中 尾 純 子

議員 大 石 安 弘

議員 中 山 五 雄

議員 寺 崎 太 彦

2 欠席議員氏名

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

| | |
|---------------------------|---------|
| 管理者 | 橋 本 康 志 |
| 副管理者 | 松 田 一 也 |
| 副管理者 | 末 安 伸 之 |
| 副管理者 | 武 廣 勇 平 |
| 事務局長兼総務課長 | 緒 方 守 |
| 介護保険課長 | 久 保 雅 稔 |
| 介護保険課長補佐兼給付係長 | 有 馬 秀 雄 |
| 総務課長補佐兼収納対策室長 兼介護保険料係長 | 村 上 妙 子 |
| 総務係長 | 山 内 一 哲 |
| 認定係長 | 黒 田 小百合 |
| 地域支援係長 | 宮 原 聡 子 |

4 議事日程

| 日程 番号 | 議案 番号 | 件 名 | 摘 要 |
|----------|----------|------------------------------------|------------------|
| 1 | | 会期決定 | |
| 2 | | 会議録署名議員指名 | |
| 3 | | 諸報告 | |
| 4 | | 管理者提案理由説明 | |
| 5 | 1 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について | 提案理由説明 質疑討論採択 |
| 6 | 2 | 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例 | 〃 |
| 7 | 3 | 専決処分事項の承認について | 〃 |
| 8 | 4 | 令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号） | 〃 |
| 9 | 5 | 令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号） | 〃 |
| 10 | 6 | 令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算 | 〃 |
| 11 | 7 | 令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算 | 〃 |

(13:30開会)

森山議長

みなさんこんにちは。

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第576号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいま出席人員13名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは議事に入らせていただきます。

森山議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

森山議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において、西依義規議員並びに、寺崎太彦議員を指名いたします。

森山議長

日程第3、諸報告につきましては、事前に配布いたしておりますので、報告に代えさせていただきます。

それでは、議事を進めます。

森山議長

日程第4、管理者提案理由の説明を求めます。

橋本管理者

議長。

森山議長

橋本管理者。

橋本管理者

こんにちは。組合議会にご出席いただきましてありがとうございます。

提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和3年2月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和2年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和3年度一般会計予算及び介護保険特別会計予算など7議案について、ご審議をお願いすることとしております。

本組合の介護保険事業につきましては、本年度介護保険事業計画策定委員会で策定いたしました、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画といたします第8期介護保険事業計画に基づきながら、今後進展をいたします超高齢社会を見据えて、介護保険サービスが持続可能な制度となるよう事業の運営に努めてまいり所存でございます。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和2年12月末現在、人口は12万6,834人で、このうち65歳以上の人口は、3万4,221人となっております、高齢化率は27.0%となっております。

要介護認定者数につきましては、5,672人となり、前年同月比で72人（1.3%）の増となっております。

また、要介護認定者数の認定者率は、16.4%となっております、前年同月比と同水準となっております。

提案いたしました議案のうち令和2年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、本年度の実績及び今後の推移等を勘案いたしまして、保険給付費をはじめとする諸経費の決算見込みにより補正するものでございます。

次に、令和3年度の予算でございますが、一般会計につきましては、議会、監査、出納事務など、組合運営のために要する経費及び低所得者保険料軽減に関する経費を計上しております。

予算総額は9,569万7千円となっております、前年度当初予算と比較いたしまして、220万7千円、2.4%の増となっております。

介護保険特別会計につきましては、介護給付費、地域支援事業費等それぞれの事業を精査し、所要の額を計上しております。

予算総額は98億8,322万5千円となっております、前年度当初予算と比較いたしまして、3,937万2千円、0.4%の増となっております。

令和3年度は第8期介護保険事業計画策定の初年度でございます、事業の主なものとして、制度改正等に伴う介護保険システム改修費などを計上いたしましたほか、保険給付費は介護サービス利用者の増に伴う保険給付費の伸びなどを見込み、また、地域支援事業費は介護予防・生活支援サービス事業費など必要な経費について、予算を計上しております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山議長

日程第5、議案第1号、佐賀県市町総合事務組合同規約の変更についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

ただいま議題となりました、議案第1号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について」ご説明申し上げます。

令和3年2月組合同議会定例会議案の2ページをお願いいたします。

この議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、佐賀県市町

総合事務組合の事務所が老朽化したこと等に伴い、佐賀市城内から、堀川町に移転新築し、会館の名称を自治会館から佐賀県市町会館に変更するために、佐賀県市町総合事務組合から規定の変更について、協議の依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、組合議会の議決を求めます。

なお、この規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可があった日から施行することとなります。

以上、議案第1号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第1号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第6、議案第2号、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

ただいま議題となりました議案第2号「鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

2月組合議会定例会議案の3ページと議案参考資料（議案関係）の4ページをご参照ください。

今回、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるため、年度について「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものになります。

また、介護保険法施行令の改正及び介護保険法施行規則の改正等に基づきまして、第7段階と第8段階を区分する基準所得額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階を区分する基準所得額を300万円から320万円に、第9段階と第10段階を区分する基準所得額を400万円から410万円に改めるものになります。

なお、介護保険料額につきましては、第8期介護保険事業計画の策定委員会において議論をいただき、令和3年度から令和5年度までは、据え置きとなっております。

施行日につきましては、令和3年4月1日といたしております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森山議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第2号につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第7、議案第3号、専決処分事項の承認についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

ただいま議題となりました、議案第3号「専決処分の承認について」ご説明申し上げます。2月組合議会定例会議案の5ページをお願いいたします。

地方税法の一部改正に伴い、本組合の介護保険条例において定めている延滞金の割合の特例の規定を改正するものになります。

本来であれば、組合議会での議決を経て行うところですが、法律の施行日が令和3年1月1日となっており、地方自治法第179条第1項に規定する「議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」ことから、専決処分を行い、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、附則第7条に規定する延滞金の割合の特例につい

て、特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に改めるとともに、規定の整備を行うものとなります。

施行日につきましては、令和3年1月1日となります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号について原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、専決処分事項の承認については、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第8、議案第4号、令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

ただいま議題となりました 議案第4号 令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算関係議案の1ページをお願いします。

今回の補正予算は、低所得者保険料軽減の決算見込によるもので、公費負担分及び繰出金等を増額するものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ113万5千円を追加し補正後の予算額は、9,509万5千円となります。

続きまして、12ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

款1分担金及び負担金につきましては、構成市町の低所得者保険料軽減負担金を増額するものですが、この分につきましては、介護保険特別会計の介護給付費負担金から歳入の組替を行うこととしております。

款2国庫支出金及び款3県支出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金の決算見込み等により増額するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

次に歳出について説明いたします。

款1運営費 項1運営費 目1運営費 節22償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴うもの、節27繰出金につきましては、令和2年度低所得者保険料軽減負担金決算見込みにより計上するものでございます。

以上で一般会計補正予算についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第4号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第9、議案第5号、令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会補正予算(第2号)についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第5号 令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

予算関係議案の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、決算見込等によるもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億3,742万8千円を減額いたしまして、予算総額は99億9,129万2千円となっております。

18ページをお願いいたします。

歳入について主なものを申し上げます。

款2分担金及び負担金につきましては、8,257万6千円の減額となっております。

事業の決算見込に伴い減額補正するもので、介護給付費負担金の減額分の一部を、一般会計の低所得者保険料軽減負担金補正額25万5千円に組替し、残額を構成市町に、返還するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款4国庫支出金につきましては、それぞれ事業費の決算見込に伴い、額の変更を行うものでございます。

なお、目7介護保険保険者努力支援交付金につきましては、本年度より新設されたもので、国が地域支援事業の、介護予防・健康づくりに必要な取組みを推進するため、交付するものでございます。

20ページをお願いいたします。

目8介護保険事業費補助金は、介護報酬等に伴う介護保険システム改修事業補助金として、440万6千円を増額補正しております。

款5支払基金交付金、款6県支出金につきましても、それぞれ事業費の決算見込に伴い減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

款8繰入金につきましては、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金として112万8千円を決算見込みにより補正するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

23ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、550万1千円の増額となります。

主な理由は、目1一般管理費の勤務手当の減額、介護報酬等の制度改正に伴う介護保険システム改修業務委託料の増額によるものです。

項2介護認定審査費につきましては、新型コロナウイルス感染症による、要介護認定期間の、臨時的延長措置等に伴い、審査件数が減少したことによる、減額補正となっております。

主に目2認定調査等費、節11役務費の主治医意見書手数料や、24ページになりますが、節12委託料の訪問調査委託料などが、決算見込により減額するものでございます。

続きまして、款2 保険給付費につきましては、令和元年度実績及び令和2年4月から12月までの給付実績等を勘案して、今後の利用見込みにより、合わせて、1億9,476万円を減額しております。

減額の主なものは、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス等の給付費負担金でございます。

29ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費につきましては、令和元年度及び令和2年度上半期の事業実績を勘案し、6,868万6千円を減額しております。

減額の主なものは、項1 介護予防・生活支援サービス事業費の、訪問型及び通所型サービスの、給付費負担金でございます。

32ページをお願いいたします。

款4 基金積立金につきましては、本年度の介護保険者努力支援交付金の創設や、保険者機能強化交付金の増額に伴う歳入の余剰金について、介護給付費準備基金等に2,649万2千円を積み立てるものでございます。

款6 諸支出金につきましては、第1号被保険者保険料還付金の決算見込により、30万円の増額を追加しております。

以上で、議案第5号の説明をおわります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

それではですね、令和2年度の介護保険特別会計の補正についてですね。

6点ほどお伺いいたします。

まず介護保険料のですね、滞納した人に対するその資産の差押え状況についてですね、件数も含めてですね、何人なのか。答弁をお願いします。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

松石議員ご質問の介護保険料を滞納した人に対する資産の差し押さえ件数と人数について、お答えいたします。

介護保険料の納付につきましては、年金から天引きをされる特別徴収と、年金が年額18万円未満の方で、納付書や口座振替による普通徴収があります。

滞納となっている方につきましては、年金が年額18万円未満のため普通徴収になっている方が多く、生活に困窮している方がほとんどとなっております。

生活に最低限必要なお金を差し押さえることはできないことから、そのような方に対しましては、臨戸訪問や電話などによる納付相談等によって、分納を行っていただき、差し押さえに至らないよう対応しているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

2点目にですね、介護保険料を滞納すれば給付制限がもちろんあるわけですが、給付制限の内容とですね、何人いらっしゃるのか、それについて。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

松石議員のご質問の給付制限の内容についてお答えいたします。

保険料の納付の意思がない方で、滞納期間が1年以上になりますと、介護保険サービスを利用した場合に、費用の全額を一旦御本人に負担していただいて、後に申請をしていただき、9割ないし8割をお返しする償還払いという方法をとることになります。

また、滞納期間が1年半以上になりますと、費用の全額を御本人が負担し、申請後も一部又は全額給付の差し止めになったり、滞納した保険料と、その給付額を相殺するというを行います。

それから、滞納期間が2年以上になりますと、今度はサービスを利用するとき、未納期間に応じて利用者負担を、本来は1割ないし2割の方が、3割になったり、あるいは高額介護サービス費の給付が受けられなくなる場合などがございます。

続きまして、給付制限を受けている人の人数についてですが、滞納期間が2年以上による給付制限を受けている方が、令和3年の1月末現在で8人となっております。

以上お答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

3つ目にですね、介護保険料も滞納されてる方がいらっしゃるわけですが、そ

のくらしの実態ですね、もうどのようなね理由というか、どういうことで対応されてるのか、そのくらしの実態について、つかんでおられるかどうか。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

介護保険料の滞納世帯のくらしの実態についての御質問にお答えいたします。

滞納されてる方につきましては、訪問や電話、来庁された際に、丁寧に状況の聞き取りを行い、生活や収入の実態を把握することに努めているところでございます。

また、状況に応じ、分納をお願いしたり、減免制度の説明をしたり、さらには生活支援の窓口を案内したりしているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

様々な理由による減免があるわけですが、今コロナの中でですね、拡大してるという中で、減免件数ですね、コロナとか、その他、いろんな被害とかあって減免されると思いますが、これについて、どのぐらいあるのかですね、説明してください。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

コロナ等によります減免の件数について、お答えさせていただきます。

令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの影響による減免が10件、災害による減免が4件、その他の減免が2件の、合わせて16件になっております。

本年度につきましては、令和3年1月末時点で、新型コロナウイルスの影響による減免が13件、災害による減免が1件、その他の減免が1件の合わせて15件で、新型コロナウイルスの影響等による徴収猶予が5件になっております。

新型コロナウイルスの影響による減免につきましては、通常の前払保険料は、納期限未到来分の保険料が対象となりますが、令和2年度中に申請があった分につきましては、国の通知に基づき、令和2年の2月1日からを対象としております。

介護保険料の減免につきましては、ホームページや保険料の通知、構成市町の広報誌、組合が発行する「みんなの介護保険」等に掲載し周知しておるところでございます。

今後とも、介護保険料の減免については、組合といたしましても、周知に努めてまいりたいという風に考えております。

以上お答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

そしたら、特別会計の補正予算についてお伺いします。

歳出で2点ほどですね。歳出ですね保険給付費が、約2億円ですね、減額補正されています。

大変な金額ですけど、この主な理由について、答弁をお願いします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

松石議員のご質問にお答えいたします。

保険給付費につきましては、主に居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス等の給付費の負担金を減額補正しております。

居宅介護サービスについては、通所介護サービスの新型コロナウイルス感染症による利用控えによるもので、前年実績は上回っているものの、給付費負担金の伸びが抑制されております。

また、地域密着型介護サービスについては、認知症グループホームの2事業所の廃止、1事業所の改修に伴う休止、1事業所の新規開設の遅れなどにより、給付費負担金が減少しております。

施設介護サービスについては、介護療養型医療施設が令和5年度に制度が廃止されることから、サービス提供の医療施設が減少したことにより給付費負担金が減少しております。

以上、お答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

最後にですね、同じく歳出で、地域支援事業ですね。これが7千万円ぐらいの減額補正。この理由をお願いします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ご質問にお答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業において、新型コロナウイルス感染症による利用控えの影響、短期集中の通所リハビリサービスの事業所委託料や、訪問型及び通所型サービス、介護予防ケアマネジメント費などの給付費負担金が減額となっております。

また、包括的支援事業・任意事業費において、介護施設入所者への介護あんしん相談員派遣事業、介護支援専門員同行型研修事業、地域ケア会議推進事業などの事業が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかったことにより、減額となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

松石議員

終わります。

森山議長

他にございませんか。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

そしたらですね、32ページ。

4款1項1目 介護保険給付費準備基金積立金についてお尋ねします。

今年度も2億円を超える積み立てがなされておりますが、この3か年のですね、基金の合計。結局、最終的に基金残高は幾らになっているのか、お尋ねをします。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

成富議員のご質問にお答えいたします。

今回の補正予算では、介護保険給付費準備基金の積立といたしましては、2,649万1千円を計上しております。

補正後の年度末での介護保険給付費準備基金の基金残高といたしましては、4億6,289万269円の見込となっております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

4億6千万円の見込みということですがけれども、前回、6期のときにはかなり実績値と計画値がすばらしいっ。私、神業みたいやねって言ったのを覚えてますけれども。

今回はちょっとですね、また後戻りしたのかなとそういう感もありますけれども、そこでちょっと、よその広域との関係で、比較でどうなのか。

特別会計に占める基金の割合。それをちょっと紹介していただけないか。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

成富議員のご質問に、お答えいたします。

令和3年2月定例会につきましては、佐賀中部広域、杵藤広域につきましては、まだ開会しておりませんので、令和元年度決算に基づきお答えさせていただきます。

令和元年度の決算後の介護保険特別会計の歳出額につきましては、佐賀中部広域が314億945万8,601円、杵藤広域が170億3,982万1,632円となっております。

決算時の佐賀中部広域の介護保険給付費準備基金の基金残高につきましては、17億6,793万4,364円、杵藤広域の基金残高につきましては、9億8,372万9千円となっております。

予算における基金の割合につきましては、佐賀中部は5.63%、杵藤広域は5.77%となっております。

本組合の令和元年度決算後の歳出額につきましては、95億7,223万9,101円に対し、基金の残高は、2億6,990万5千円となっております。基金の割合については、2.82%となっております。

また、今回の補正後の組合の歳出予算額につきましては、99億9,129万2千円に対し、補正後の基金残高が、4億6,289万269円で、基金の割合については、4.63%となっております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

今の数字だけっていうように、何かちょっとこう、比べやすい風にしていただきたかったなとは思いますが、割合からいうと、一番鳥栖広域が少ない。

もちろん同じ時点での比較ではないので、一概に言えない部分もあると思いますが、それなりに頑張ってるよということだと理解しておきます。

いずれにしても、保険料に直結する話ですので、これからもサービス量の見込みについては、しっかり精査していただくということを改めて、しゅっちゅう言いますけれども、お願いしておきたいと思います。

以上です。

森山議長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、令和2年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第10、議案第6号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

緒方事務局長

議長。

森山議長

緒方事務局長。

緒方事務局長

ただいま議題となりました 議案第 6 号 令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明いたします。

一般会計は、組合規約に基づく組合の管理運営に関する経費及び介護保険特別会計への繰出金でございまして、議会の運営、監査、出納、法制事務などの経費を計上しております。

令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏組合予算の 5 ページをお願いします。

令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏一般会計予算額は、歳入歳出ともに、9, 569 万 7 千円でございます。

続きまして、17 ページをお願いします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 負担金は、歳出に伴う構成市町の負担金であり、運営費負担金及び低所得者保険料軽減負担金でございます。

なお、構成市町ごとの負担金につきましては、説明欄のとおりでございます。

款 2 国庫支出金及び次の 18 ページの款 3 県支出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金の国及び県の負担金でございます。

続きまして 20 ページをお願いします

歳出についてご説明します。

歳出は、款 1 運営費、項 1 運営費、目 1 運営費のみでございます。

節の主なものについてご説明します。

節 1 報酬は、組合議員 13 名のほか特別職の報酬でございます。

節 2 給料は、管理者及び副管理者の給料でございます。

節 3 職員手当等は、管理職手当及び時間外勤務手当、それぞれ職員 1 名分を計上しております。

節 10 需用費は、主に例規集の追録代でございます。

21 ページをお願いします。

節 1 2 委託料は、公平委員会及び行政不服審査会事務を県に委託するためのものでございます。

節 2 7 繰出金は、公費負担により第 1 段階から第 3 段階の低所得者の保険料を軽減するために、介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

以上で、令和 3 年度一般会計予算の説明を終わります。

よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 6 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号、令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算については、原案のとおり決しました。

森山議長

日程第 1 1、議案第 7 号、令和 3 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ただいま議題となりました

議案第7号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算について説明いたします。

予算関係議案の9ページをお願いいたします。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度となります。

総務管理費については経常経費に加え、介護保険システム改修費等を、計上しております。

また、介護保険料、保険給付費、地域支援事業費については、それぞれの見込額により予算編成を行っております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、98億8,322万5千円となっております。

前年度当初予算と比較いたしまして、3,937万2千円、率にして約0.4%の増となっております。

27ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款1保険料につきましては、22億3,647万1千円を計上しております。

前年度と比較いたしまして、約0.07%の増となっております。

款2分担金及び負担金につきましては、構成市町の負担金でございますが、目1から28ページの目5までの合計で、15億2,518万7千円を計上しております。前年度と比較いたしまして、約0.5%の増となっております。

29ページをお願いいたします。

款4国庫支出金につきましては、国庫負担金及び国庫補助金として、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金などを応分の割合で計上しております。

30ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金については、40歳から64歳までの、第2号被保険者の保険料相当分が交付されるものでございます。

款6県支出金につきましては、県負担金は介護給付費負担金として、また、県

補助金は、地域支援事業交付金として、応分の割合で計上しております。

32ページをお願いいたします。

款8繰入金につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、3年間で総額3億3千万円を、介護保険支払準備基金から繰入れ、保険料の軽減を図ります。

令和3年度は計画に基づき、介護保険支払準備基金からの繰入金5千万円と、低所得者保険料軽減負担金の、一般会計繰入金9,282万8千円を計上しております。

続いて、歳出について説明いたします。

35ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、介護保険事業全般の事務費を計上しております。

目1一般管理費は、1億144万5千円で、前年度と比較して、1,058万5千円、約11.6%の増額となっております。

増額の主な理由といたしましては、制度改正及び、コンビニ収納導入等に伴う、介護保険システム改修費業務委託料など事務的経費の増額によるものでございます。

37ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費、38ページの目3保険給付費事業支給費、39ページの目4地域密着サービス事業費については、それぞれ事業執行のための事務費を計上しております。

項2介護認定審査会費につきましては、目1介護認定審査会費に、審査会委員報酬、審査会開催経費などを、計上しております。

40ページをお願いいたします。

目2認定調査等費につきましては、令和2年度にコロナ感染症の影響で、認定期間の臨時的延長措置を行った分の対応のため、調査件数の増加を見込み、主治医意見書手数料や訪問調査委託料を計上しております。

41ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、89億472万7千円を計上しております。

前年度と比較して、1,937万8千円の増額、率にして0.2%の増となっております。

項1介護サービス等諸費については、要介護者の給付費として、81億

9, 537万8千円を計上しております。前年度比6, 647万9千円、率にして0.8%の増となっております。

主な給付費は、目1 居宅介護サービス給付費、42ページの目3 地域密着型介護サービス給付費、目5 施設介護サービス給付費、43ページの目10 居宅介護サービス計画給付費等でございます。

項2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者の給付費として、2億9, 889万4千円を計上しております。

主な給付費は、目1 介護予防サービス給付費で、居宅介護サービス費でございます。

45ページをお願いいたします。

項3 高額介護サービス等費は、同じ月のサービス利用に伴う負担が、限度額を超える場合に、支給するものでございます。

項4 高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の利用負担の合算が、年間で負担限度額を超えた場合に支給するものでございます。

46ページをお願いいたします。

項5 特定入所者介護サービス等費は、所得の低い介護施設入所者の居住費・食費について負担軽減するものでございます。収入基準の改正に伴い、予算を計上しております。

48ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費について説明いたします。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1・2、総合事業対象者に対する事業費でございます。

目1、節12 委託料の通所型サービスにつきましては、軽度者の機能回復を目的とした短期集中リハビリでございます。

また、構成市町委託料につきましては、鳥栖市では、配食サービス、基山町では住民主体による訪問及び通所サービスを実施しております。

なお、みやき町と上峰町につきましては、後ほど説明いたします一般介護予防事業と任意事業についてのみ、予算計上しております。

構成市町委託料につきましては、全体事業費を地域支援事業の負担割合に基づき事業費を案分して、市町の意向に沿って、それぞれの事業に予算計上しております。

次に、節18 介護予防・生活支援サービス事業費負担金は、総合事業に伴う要

支援者や事業対象者への訪問型及び通所型サービスの、保険給付に相当する負担金となっております。

目2、節18負担金補助及び交付金につきましては、総合事業の対象者に対し、地域包括支援センターが作成するケアプランの作成費となっております。

49ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費は、65歳以上のすべての高齢者に対する介護予防事業を実施するためのものでございます。

節12委託料は、構成市町への委託料が主なものとなっており、「介護予防教室」「運動教室」「認知症予防教室」などを実施するための費用を計上しております。

50ページの下段をお願いいたします。

項3包括的支援事業費・任意事業の目1包括的支援事業は、構成市町に設置している地域包括支援センターの運営委託料が主なものでございます。

52ページをお願いいたします。

目2任意事業費は、組合で実施する介護給付適正化事業に要する経費、及び構成市町で実施する事業などに係る委託料が主なものでございます。

構成市町の任意事業委託料は、家族介護支援事業としての「紙おむつ支援事業」「認知症サポーター等養成事業」及び「高齢者に対する配食サービス」などとなっております。

53ページをお願いいたします。

下段の方でございますが、目4在宅医療・介護連携推進事業費、につきましては、鳥栖三養基医師会に委託する、在宅医療・介護連携推進事業に関する業務委託料が主なものでございます。

54ページをお願いいたします。

目5生活支援体制整備事業費につきましては、生活支援コーディネーターを構成市町及び地域包括支援センター等に配置する委託料が主なものとなります。

55ページをお願いします。

目6認知症総合支援事業費につきましては、認知症又は認知症の疑われる人への初期支援を行い、医療サービスや介護サービスに繋げる、認知症初期集中支援推進事業として、検討委員会の委員報酬、専門医の謝金等を計上しております。

また、節12委託料として、認知症地域支援・ケア向上委託料を計上しております。認知症やその家族を支援する、認知症地域支援推進員を構成市町や地域包括支援センターに配置するものです。

59ページをお願いします。

款7予備費につきましては、保険給付費の不確定な要素に対応するために、前年度と同額の5千万円を計上しております。

以上で議案第7号の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

森山議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

江副議員

はい。

森山議長

江副議員。

江副議員

ケアマネジャーに関する予算について御質問させていただきます。

昨年来、新型コロナ対策が人々に様々な行動抑制を求めていく中で、あるケアマネジャーさんがケアプランを作成実行する際、そもそも関係者の調整が難しく、ケアプランが作成出来ない。

また、介護を支える人材が確保出来ないと、大変困惑されておりました。

新年度予算において、その点を配慮して提案されているものがあれば、現状及び問題点を合わせもってご答弁ください。

また、WITHコロナの中では、リモートワークもできることが推奨されていますが、ケアマネジャーが多くの関係者の協力を得て、最適なケアプランを作成するためには、協力者間でのデータベースの構築及びそのマッチング、また、AIを使った、すぐれた経験を誰もが生かせるエキスパートシステムを使える環境などが、ますます必要だと感じられます。

当組合圏での状況について、それにつながる予算措置があればそれについて、なければ将来の見通しについて、わかる範囲でご答弁ください。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

江副議員のご質問にお答えいたします。

通常、ケアプランを作成する前段に関係者を集めて、サービス担当者会議を行っております。

しかし、昨年からの新型コロナウイルス感染症により、サービス担当者会議を行うことが困難になってきております。このような状況を踏まえ、本組合では、やむを得ない理由がある場合に、サービス担当者会議については、電話やメール等を活用するなど柔軟な対応により、ケアプラン作成に支障が出ないように、臨時的な対応を行っているところでございます。

このため、特に予算措置は行ってはおりません。

また、介護現場における人材確保については、本組合としても取り組むべき課題と認識しており、令和3年度においても県社会福祉協議会及びハローワークと連携し、「介護のお仕事フェア」の開催を予定しております。新年度予算においては、広報に係る予算を計上しているところでございます。

次に、最適なケアプラン作成のための協力者間でのデータベースの構築及びそのマッチングについては、国では介護事業所におけるICT導入支援事業を創設しております。

この事業は、タブレットの導入等によるICT化により、ケアマネージャーとの情報連携をはじめ、事業所職員の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することで、質の高いサービスを効率的に提供することを目的とするものでございます。

補助の対象は、ソフトウェア、クラウドサービスといったソフトに係る経費や、タブレット端末といったハードに係る経費となっております。本組合としても介護事業所に対し周知を図っているところであり、今後も国・県と連携して、推進してまいりたいと考えております。

なお、この事業は国・県の負担による補助事業でございますので、本組合にお

いて、予算措置を行っているところではございません。

次に、「最適なケアプランを作成するに当たり、A I を活用したエキスパートシステムを使える環境づくり」につきましては、現在、国では、パイロット事業として、A I を活用した、ケアマネージャー支援の実証実験がスタートするなど、調査研究が進められております。

今後、A I を活用したケアマネージャー支援に係る補助事業が創設されれば、介護事業所に対し周知すると共に、本組合としても、A I の導入を推奨してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

江副議員

はい。

森山議長

江副議員。

江副議員

本来担当者会議を通じて行っていたケアプラン作成を電話や面談を活用するなど、柔軟な対応により、ケアプラン作成に支障がでないよう、臨時的な答弁でございました。

これ自体は大変懸命な対応であったと思いますが、今のままでいいはずもございません。

ところで、令和3年度が始まります、第8期介護保険事業計画、私、原案のほうを示されてると思いますけれども、その原案のですね、4ページのところに、介護保険改正制度の概要というところで、改革の目指すべき方向として、地域共生社会の実現と2040年への備えとあり、それに向けて改革のイメージをまとめられております。

改革の三つの柱の一つ、地域包括ケアシステムを支える改革として、データ利活用のためのICT基盤整備とあり、介護関連データ（介護DB、VISIT、CHASE）の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備とあります。

介護DBは、平成30年度の厚生労働省委託事業において、居宅介護支援事業所等訪問介護事業所などのサービス提供事業者との間で、ケアプランのデータ連

携を行うことができるよう、項目やフォーマット等、標準的な仕様が定められました。

また、V I S I Tとは、通所・訪問リハビリテーションの質の評価、データ収集等事業のことで、2017年度に、通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報収集を開始し、2018年介護報酬改定で、データ提出を強化するよりマネジメント確保し、業者間のフィードバックに加えて、2019年3月より、事業所単位でのフィードバックを開始計画とのことです。

また、CHASEは、厚生労働省は、科学的介護の実践のためには、介護サービスにおいても、エビデンスを集めて情報を蓄積し、それを分析することによって利用者に提供される介護サービスの根拠を提示できる必要があるとし、介護分野の意見書を集めるデータベースの作成を進められています。

このDBが、CHASEです。

CHASEという名称は、介護サービスの介入を示すC a r e & H e a l t h、利用者の状態を示すS t a t u s、利用者の情報を示すE v e n t sを組合せた造語だそうです。

令和3年度の介護報酬改定で、CHASEに関する加算の新設を視野にという話もございました。

何かしらケアマネジャーからの訴えを聞くと、介護DB、V I S I Tをベースに、よりよきCHASEの在り方が検討されている中で、当組合、県においては、大変遅れてるのではないかという感じを受けております。

そうした中で、本組合といたしまして、このようなICT導入支援事業については、今後も、国・県と連携して、介護事業者に対し推進してまいりたいと考えておりますとそう答弁されました。

ICT導入支援事業について、佐賀県内、本圏域内に実際にこのICT導入支援事業活用している事業所があるのか、あるならその事業所数の御答弁お願いいたします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ご質問にお答えします。

県内では、このICT導入支援事業を活用した法人として、11法人20事業所で、そのうち本圏域内では、1法人1事業所となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

江副議員

はい。

森山議長

江副議員。

江副議員

最後は意見要望でございます。

量子医療推進機構という聞きなれてないしょうが、サガハイマツト、産総研九州センター、九州シンクロトン光研究センターを母体とする団体のことで、その取組を御存じでしょうか。

これまで対処出来なかった、がんや認知症等を対象に定め、ネットワーク等、最新の情報処理技術を駆使して、その人に合った医療を提供しようという取組でございます。

オールジャパンでの取組でございます。

精密医療という言い方をされる面もあります。

今後、医療と介護の連携が進んでいけば、精密介護というジャンルも出てくるかもしれません。

そうしたことを思うと、今回これからの第8期介護保険事業計画に掲げられました。

科学的根拠に基づく介護サービスを、お1人お1人という取組への改革に向けて、少なくとも運動をとるといふ、予算を当組合でも示していただきたいと、私は思うところでございます。

ぜひ必要に応じて予算されることを提案して、質問・意見・要望とさせていただきます。

森山議長

答弁はよろしいですね。

森山議長

他にございませんか。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

それではですね、まず、さっきから言われているとおり、第8期介護保険事業計画の初年度ですね、令和3年度は。

国の制度、その中で、幾つかお尋ねしたいんです。

国の制度改正が大きな改正があつてるのか、あつてるとすれば、それはどのように予算に反映させるのか。

具体的に、次の4点ですね、お尋ねをしたいと思います。

保険料はどうなつてるのか、これはご説明あつたかとおもいますけれども、保険料は結局どうなるのか。向こう3年ですね。被保険者にとって、負担がふえるようなものはないのか。

それから、ずっと議題っていいですか、国のほうで上がっていた第8期の介護保険事業計画に向けた見直しの議論で、ケアプランの有料化、それから介護1、2の「軽度者」外し。これは結局どうなったのか。

これで3つですね。

4つ目は、コロナ対応の予算は盛り込まれているのか、盛り込まれているとすれば、どのようなものが盛り込まれているのか、お尋ねをします。

以上4点ですね、よろしく申し上げます。

有馬介護保険課長補佐

議長。

森山議長

有馬介護保険課長補佐。

有馬介護保険課長補佐

成富議員のご質問にお答えいたします。

今回の介護保険制度改正では、特定入所者介護サービス費などについて改正が
あっております。

特定入所者介護サービス費は、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合に、
食費や居住費の負担を軽減するための制度でございます。

今回の制度改正では、利用者負担段階の第3段階の人が、これまでは、世帯全
員が市町村民税非課税かつ本人年金収入が80万円を超える人となっていたもの
が、本人年金収入部分が80万円を超え120万円以下の場合と、120万円を
超える場合の2区分となる予定であることから、120万円を超える対象者の補
足給付が減少する見込みとなるため、昨年度より予算が減少しているものでござ
います。

また、第8期介護保険事業計画の保険料につきましては、保険給付の見込みや
基金等を基に、保険料基準額を試算し、検討を行いまして、計画策定委員会の中で
議論をいただきました。

第8期介護保険事業計画、さらにはその先の第9期介護保険事業計画の保険料
を見据え、被保険者の負担が増えないように、据え置きとさせていただくことと
しました。

なお、国では第8期介護保険事業計画に向けた見直しの議論に上がってしまし
たケアプランの有料化や要介護1および2の方を総合事業対象とする「軽度者」
外しについては、国の社会保障審議会における介護給付費分科会の中で、今回は
見送られることとなりました。

また、コロナ対応の予算につきましては、令和3年度の介護報酬改定率はプラ
ス0.70%となっており、うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特
例的な評価として、令和3年9月末までの間は、プラス0.05%となっており
ますので、新年度予算の給付費にはこの分を見込んでおるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

まず、えっと思ったのが、特定入所者介護サービス、これの対象者が、そもそもが低所得者ですよ。

低所得者、それをなのにそれをわざわざですね、80万円を超えて、それ1本だったのを、80万円から120万円、120万円を超えると。

もう、どっちも低所得者なのに、それを二つに分けて、上のほうはちょっと減らすよみたいな感じになってるわけですよ、サービス。

ちょっと私はいかかなものかということをおきたいと思います。

それから保険料は据置きということでした。

「軽度者」外しは今回はありません、大変含みを持たせた言葉だったと思います。

それからコロナ対応の予算は、大体いろいろ、巷で言われているやつが、予算処置はされてると思いますけれども、先ほど江副議員からも出てたようにそもそも介護従事者の報酬がもともと低いわけですから、こういうところは、それこそ、国に向かってきちっと、貴重な介護人材確保のためですね、方策を変えていって、いただきたいというふうに、思います。

成富議員

引き続きいいでしょうか。

森山議長

はい。

成富議員

そしたらですね。新型コロナの対応ですね。

具体的には、感染拡大防止策。クラスター発生時の対応マニュアル。

こうしたものは、もう既に出されておるとは思いますが、そのことが徹底されるかどうかについてお尋ねをします。

それからもう一つは、もうまとめて言いますと、国・県などからの事業所への支援策、それはどのようなものがあるのか、どのようになっているのか。

以上、お尋ねをします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

感染拡大防止のための留意点として、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた、令和2年2月から厚生労働省より介護保険最新情報として随時示されておりますので、本組合といたしましては、通知があった時点で介護事業所へ周知するなどの対策の徹底を図っております。

また、クラスター発生時の対応マニュアルについても、昨年11月及び先月に国より通知がございましたので、介護事業所に対し速やかに周知を行ったところでございます。

なお、事業所への支援策といたしましては、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等により、介護サービス事業所職員への慰労金の支給のほか、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なマスクや消毒液の購入費、感染者発生時の消毒・清掃費等の、かかり増し経費について支援等がなされております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

支援策等については、県と直接事業者との間でなされているということではないですかね。

ちょっとこれはぜひお願いしますが、県がしてるからいいってということじゃなくて、県任せではなくてですよ。しっかり組合としても、施設や事業所への支援策が本当に行き届いているのかということについては、県との連携を密にして、これからも、やっていただきたいなというふうに思います。

成富議員

引き続きいいでしょうか。

森山議長

はい、成富議員。

成富議員

予算書の42ページ、2款1項3目地域密着型サービスですね。

前年度比で減額。それなりの額が減額となっております。この理由についてお尋ねをします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

地域密着型サービス給付費における令和3年度当初予算は、第8期介護保険事業計画に基づき計上しております。

前年度比で、減額となった主な理由といたしましては、認知症グループホームが2事業所廃止になっており、一つは施設老朽化に伴うもの、もう一つは、法人における医療施設の人員配置見直しに伴うものとなっております。

なお、入居者につきましては、他のグループホームや介護施設へ転居されています。

その他、1事業所の改修に伴う休止や1事業所の新規開設の遅れなどにより、令和2年度当初予算より給付費が減少しております。

なお、令和3年度においても、令和2年度に開設した認知症グループホームの1事業所及び令和3年度開設予定の認知症グループホーム1事業所の給付費を見込み、予算計上しております。

以上、お答えいたします。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

利用者等への影響はないようにちゃんと対応されたというふうに、理解をしています。

あとですね、51ページ。3款3項1目12委託料、包括的支援事業業務委託料、これに関連してお尋ねします。

地域包括ケアシステムの、やっぱり1番の要といたしますか、それになるのはやっぱり地域包括支援センターだと思います。

地域包括支援センターは、地域における中核施設としての役割を担わされ、その重要度っていうのはですね、ますます増しているというふうに思います。

それで、新しい総合事業、これがずっとやってこられたんですが、それとのか

かわりで、現場は本当にちゃんと回ってるのかということも気になるところです。

それで、地域包括センターの機能強化はされているのか。

それから、抱えている課題はないのか、そういうことについてお尋ねをします。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

成富議員のご質問について、お答えいたします。

当組合で実施している総合事業のサービスには、要支援1・2及び事業対象者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業があり、主に通所型・訪問型サービスを実施しております。

現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症による利用控えにより減少している状況でございます。

また、65歳以上のすべての方を対象に行う一般介護予防事業の、介護予防講演会、介護の日イベント開催がございましたが、感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。

また、ボランティアポイント事業においては、本組合圏域の登録者数は、現在185人となっておりますが、この事業においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動は控えられている状況でございます。

次に、地域包括支援センターの機能強化した点については、平成30年度より「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」を兼務する職員を各1名配置しております。

また、令和2年度より地域包括支援センターの運営業務の補助を行う職員を各1名配置し、機能強化しております。

課題といたしましては、地域包括支援センターは総合相談窓口を兼ねており、8050問題等の相談内容が複雑化した困難事例への対応等がございます。そのため本組合といたしましては、地域包括支援センターの職員のスキルアップの研修を実施するなどのサポートを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

森山議長

成富議員。

成富議員

いろいろ尋ねた以外にも答えていただきましたが、やはり最後のほうになりました、スキルアップが、やらんといかんとですけど、それをやる余裕もないというのが包括の現状じゃないかなっていうふうに私は思います。

だから、とにかく包括が土台ですから、やっぱここには、それなりの実態をきちっと把握していただいて、予算的にもですね、手当てをこれからもしていただきたいなと思います。

それで、あと、これについては引き続き注視をしていくということで最後に要望をさせていただきます。

最後に、新型コロナ関連でこの鳥栖広域介護保険組合の圏域でも、お尋ねしたところによりますと、5事業所で12人の利用者と1人の職員の方が、新型コロナウイルス陽性者として、報告されているようです。

クラスターが発生すれば、多大な影響が出るところです。

今、介護関係の施設等には、働く職員が、不安なく仕事ができ、利用者も、また、安心できる、環境が求められていると思います。

今、組合として、これは国・県というのがしかるべきところというのか、しかるべき国・県の関係機関に対してですね、施設事業所等の職員、及び入所者等に対する一斉で定期的なPCR検査の実施を要請するべきだ。そういうときだ。ということを申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

森山議長

他にありませんでしょうか。

松石議員

はい。

森山議長

松石議員。

松石議員

1つほどお伺いします。

先ほど言われてるように、介護報酬がですね、全体で0・7%引上げになったと。それはそれでですね、私は、よかったなあというふうに思います。

内容的には、新型コロナ感染拡大に対する対策とか、それから職員ですね待遇改善を良くするためにと、いうふうになっておりますのでそれはそれでいいんですけど、問題はですね、そのことによって利用者の自己負担がふえると、いうことは報道されてます。

在宅サービスと特別養護老人ホームに入所されている利用者の負担がですね、増えます。

これについてですね、例を挙げながら、どのくらい増えるのかですね、僅かとは聞いておりますけどですね、簡単に報告を説明ください。

久保介護保険課長

議長。

森山議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

松石議員のご質問にお答えします。

介護保険報酬改定による影響でございますけれども、利用者の負担例として申し上げますが、要介護2の場合、訪問介護における利用者負担額は、20分以上30分未満の身体介護の場合、現行1回あたり249円が令和3年度からは250円になる予定でございます。

1円上がり、月に9回利用した場合は、2,250円となり、負担額は9円上

がる見込みでございます。

また、20分以上45分未満の範囲での生活援助の場合、現行1回あたり、182円が令和3年度から183円になる予定でございます。

月3回利用した場合は、3円負担額が上がる見込みでございます。合わせて月額12円負担が増すこととなります。

次に、特別養護老人ホームの場合でございますが、例えば負担割合が1割負担で要介護4の方の従来型個室の利用者負担額は、現行一月当たり22,950円が令和3年度からは23,400円に、450円引き上げとなる見込みでございます。

なお、居住費につきましては、現行1日当たり、1,171円から変更はない予定ですが、食費については、令和3年8月より、現行1日当たり1,392円が、改定後は53円上乘せし、1,445円になる予定でございます。月額に換算しますと、約44,350円になる見込みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

森山議長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

森山議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年2月、鳥栖地区広域市町村圏組合、議会定例会を閉会いたします。

どうも、おつかれさまでございました。

(14:40閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 新 林

議員 寺崎 大彦

議員 西依 義規